

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	特許特別会計の概要と課題 ～産業財産権行政を支える財政基盤の全体像～
<b>著者 / 所属</b>	影山 小百合 / 予算委員会調査室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	経済のプリズム / 1882-062X
<b>編集・発行</b>	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
<b>通号</b>	250 号
<b>刊行日</b>	2025-12-5
<b>頁</b>	1-15
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r07pdf/202525001.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r07pdf/202525001.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／03-5521-7683（直通））。

# 特許特別会計の概要と課題

## ～産業財産権行政を支える財政基盤の全体像～

予算委員会調査室 影山 小百合

1. はじめに
2. 産業財産権制度の概要
3. 特許特別会計の概要及び財政状況
4. 特許特別会計における近年の取組及び今後の課題
5. おわりに

### 1. はじめに

特許特別会計は、知的財産権の一種である産業財産権（工業所有権<sup>1</sup>）に関する事務に係る政府の経理を明確にすることを目的とした特別会計である。昭和59年の設置以来、産業財産権行政を支える財政基盤としての役割を担ってきた特許特別会計であるが、平成26年度以降、7年連続で単年度赤字に陥るなど財政状況が悪化したことから、近年は同特別会計において、安定的な財政基盤の構築に向けた取組が進められているところである。

本稿では、産業財産権制度の概要について紹介した後、特許特別会計の概要及び財政状況を確認する。その上で、同特別会計における近年の取組とその課題について述べることとしたい。

### 2. 産業財産権制度の概要

#### 2-1. 知的財産権・産業財産権とは

知的財産権制度は、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度である。知的財産基本法（平成14年法律第122号）では、知的財産について、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その

<sup>1</sup> 「工業所有権」は、後述する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を指すものとして明治以来使用されてきた用語であったが、上記の4つの権利の中には、農業・鉱業・商業等の工業以外の産業に関する知的財産も含まれていることから、そのような権利の性質をより的確に表すため、「工業所有権」に替えて「産業財産」、「産業財産権」という用語を使用する方針が政府により示された（「知的財産戦略大綱」（平成14年7月3日知的財産戦略会議決定））。

他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」（第2条第1項）と定義するとともに、知的財産権について、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」（同条第2項）と定義している。

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創作物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されるが、このうち特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを総称して「産業財産権」と言い、特許庁が所管している（図表1）。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発達を図ることを目的としており、4つの権利の概要は図表2のとおりとなっている。

図表1 知的財産権の種類

知的創作物についての権利等	営業上の標識についての権利等
特許権（特許法）	○「発明」を保護 ○出願から20年 (一部25年に延長)
実用新案権（実用新案法）	○物品の形状等の考案を保護 ○出願から10年
意匠権（意匠法）	○物品、建築物、画像の デザインを保護 ○出願から25年
著作権（著作権法）	○文芸、学術、美術、音楽、 プログラム等の精神的作品を保護 ○死後70年（法人は公表後70年、映 画は公表後70年）
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置 に関する法律)	○半導体集積回路の回路配置の 利用を保護 ○登録から10年
育成者権（種苗法）	○植物の新品種を保護 ○登録から25年（樹木30年）
(技術上、営業上の情報) 営業秘密 (不正競争防止法)	○ノウハウや顧客リストの 盗用など不正競争行為を規制
産業財産権＝特許庁所管	

（出所）特許庁『知的財産権制度入門』（2024年度）より抜粋

図表2 産業財産権の概要

種類	保護対象	権利の存続期間	利用形態
特許権	発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）	出願の日から最長20年 (医薬品等の存続期間の延長登録があったものは最長25年)	
実用新案権	物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）	出願の日から最長10年	①新しい技術、新しいデザイン、ネーミングやロゴマークなどを、自社製品・サービスに独占的に使用する（類似の技術、デザイン、ネーミングやロゴマークなどを使用する他社を排除する）
意匠権	意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの）	出願の日から最長25年	②他者に産業財産権自体を移転する（売却・譲渡等） ③他者に新しい技術などの実施・使用を許諾する（ライセンス）
商標権	商標（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、图形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの、②業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの）	権利の設定登録の日から10年。ただし、存続期間の更新登録の申請によって、10年の存続期間を何度でも更新することが可能。	

（出所）特許庁『知的財産権制度入門』（2024年度）等より作成

## 2-2. 産業財産権取得までの流れ

産業財産権は、特許庁に出願し、同庁の審査を経て登録されることによって、一定期間、独占的に実施（使用）できる権利となる。

特許権を例に挙げると、権利取得までの主な流れは図表3のとおりとなっている。まず、特許庁に出願すると<sup>2</sup>、出願書類や各種手続が法令で定められた方式要件に適合しているかの審査（方式審査）が行われ、さらに特許庁の審査官（特許審査官）により、出願された発明が「特許を受けることができる発明」の条件を満たしているかの実質的な審査（実体審査）が行われる。出願された発明が特許として登録されるかどうかは、後者の実体審査において判断されるが<sup>3</sup>、同審査は全ての特許出願に対して行われるのではなく、出願の日から3年以内に「出願審査の請求」<sup>4</sup>があった特許出願に対してのみ行われることとなっている<sup>5</sup>。

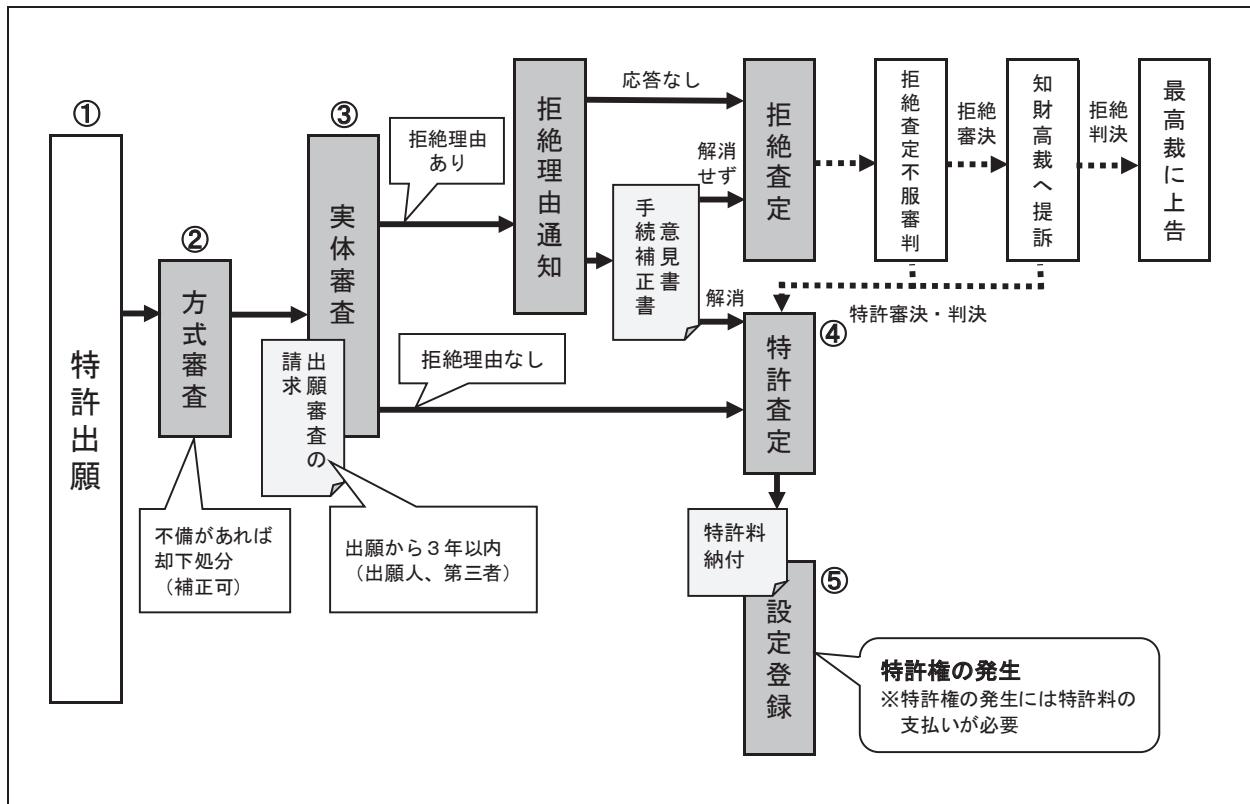
<sup>2</sup> 特許出願に当たっては、明細書（発明の名称、図面の簡単な説明及び発明の詳細な説明を記載したもの）、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付した願書を特許庁に提出する。

<sup>3</sup> 実用新案については、実体審査は行われず、提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、また、登録するために必要な事項を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査が行われ、必要な要件を満たしている場合には実用新案権が設定登録される。

<sup>4</sup> 具体的には、出願審査の請求書を特許庁に提出する。なお、出願の日から3年以内に出願審査の請求が行われなかった場合、その特許出願は取り下げられたものとみなされる。

<sup>5</sup> 特許出願の中には、特許性のある発明であっても出願人自身は必ずしも独占権を必要としないが、他人が特許権を取得して自己の事業の実施が妨げられることを恐れて出願するものや、出願後の技術進歩のためその技術の経済的価値がなくなり既に独占権を取得する意味を失つ

図表3 特許出願から特許取得までの流れ



(出所) 特許庁『知的財産権制度入門』(2024年度) より作成

実体審査において、出願について拒絶する理由が発見されなかった場合には特許査定が行われ、特許料(2-3. で後述)の納付をもって特許権の設定登録がなされる。一方、出願を拒絶する理由に該当する場合には拒絶査定が行われ<sup>6</sup>、審査は終了する。ただし、拒絶査定を受けた者がその査定に不服のある場合に

ているもの等が含まれており、こうした出願は、ある期間、他人に権利が設定されないという保証が得られれば必ずしも出願自体を審査し登録することまで希望しているものではない。したがって、出願のうち審査を必要とするものについては、一定の期間内に審査請求をさせることとすれば、特許庁としても真に審査を必要とするものだけを審査することとなり、審査の質を維持しつつ審査の処理を促進できることになる。また、審査を必要としないものについては、その発明が開示されることにより他人の後願を排除するという目的を達し得ることから、特許出願については出願審査請求制度が導入されている(特許庁ウェブサイト「産業財産権法(工業所有権法)の解説(平成11年法律改正(平成11年法律第41号))第1章 審査請求期間の短縮」[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/sangyozaisan/document/sangyou\\_zaisanhou/h11\\_kaisei\\_1.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/sangyozaisan/document/sangyou_zaisanhou/h11_kaisei_1.pdf)(令7.11.4最終アクセス))。なお、実用新案、意匠及び商標について、このような制度は設けられていない。

<sup>6</sup> 実体審査の結果、出願を拒絶する理由に該当する場合、まずはその旨を出願人に通知し(拒絶理由通知)、出願人に対して、従来技術と自分の発明との違いを主張する意見書や、特許請求の範囲や明細書等を補正する手続補正書を提出する機会を与えることとなっている。出願人の意見書や手続補正書によっても拒絶理由が解消していない場合において、初めて拒絶査定が行われることとなる。

は、審判（拒絶査定不服審判）<sup>7</sup>によってその是非を争うことが可能となっている。

### 2-3. 産業財産権に係る料金体系

産業財産権の取得や権利の維持に対しては、出願料や出願審査請求料、特許料・登録料等を特許庁に納付する必要がある。例えば特許については、令和7年10月現在、出願料が14,000円、出願審査請求料が $138,000\text{円} + (\text{請求項数}^8 \times 4,000\text{円})$ 、特許料が毎年 $4,300\text{円} + (\text{請求項数} \times 300\text{円}) \sim 59,400\text{円} + (\text{請求項数} \times 4,600\text{円})$ と設定されている（図表4）。これらの料金収入は、特許特別会計の主たる歳入となっている。

また、これら産業財産権関係料金は、特許特別会計における収支相償（収入と支出が均衡すること）の原則の下、産業財産権行政に必要な支出を賄うように設定（改定）されている<sup>9</sup>。図表5のとおり、平成20年以降を見ると、特許特別会計の中長期的な収支見通しとして、特許部門及び商標部門においては、今後中長期的に収入が支出を上回り、同特別会計全体として歳入の増加が見込まれるなどの理由から、特許や商標に係る料金については累次に引き下げられてきたが、近年、審査負担の増大等により歳出が増加し、同特別会計の財政状況が逼迫したことから、直近の令和4年4月における料金改定では、歳入全体に占める割合が大きい特許料や商標登録料を中心に、料金の引上げが行われることとなった（図表5）。これにより、権利を10年間維持するのに必要な経費は、料金引上げ前に比べ、特許（請求項数を10とした場合）では約1.3倍、商標では約1.2倍に増加している。

<sup>7</sup> 通常、行政処分に不服のある場合は訴えを裁判所に提起するが、特許法等では、審査結果の妥当性を判断するための手段として審判制度が整備されている。拒絶査定不服審判では、特許庁の審判官3人又は5人から成る審判合議体が、職権による調査も行った上で審査官がした拒絶査定が妥当であったか否かを審理し、最終的な判断である審決を行う。

<sup>8</sup> 請求項とは、特許請求の範囲に区分して記載された項であり、請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されている。

<sup>9</sup> 具体的に、出願料や出願審査請求料については、発明奨励や出願人の負担等の観点を考慮し、出願の事務処理や審査に係る実費を下回る水準で設定されている。一方、特許料・登録料は、個別の経費に対応して決定されるものではなく、出願料等の他の料金収入と合わせて、全体として産業財産権行政に係る総支出を支弁するように設定されている。

図表4 主な産業財産権関係料金（令和7年10月現在）

出願料	特許	14,000円	
	実用新案	14,000円	
	意匠	16,000円	
	商標	3,400円 + (区分数 × 8,600円)	
出願審査請求料	特許	138,000円 + (請求項数 × 4,000円)	
審判請求料	特許	49,500円 + (請求項数 × 5,500円)	
	実用新案	49,500円 + (請求項数 × 5,500円)	
	意匠	55,000円	
	商標	15,000円 + (区分数 × 40,000円)	
特許料・登録料	特許	第1年から第3年まで毎年	4,300円 + (請求項数 × 300円)
		第4年から第6年まで毎年	10,300円 + (請求項数 × 800円)
		第7年から第9年まで毎年	24,800円 + (請求項数 × 1,900円)
		第10年から第25年まで毎年	59,400円 + (請求項数 × 4,600円)
	実用新案	第1年から第3年まで毎年	2,100円 + (請求項数 × 100円)
		第4年から第6年まで毎年	6,100円 + (請求項数 × 300円)
		第7年から第10年まで毎年	18,100円 + (請求項数 × 900円)
	意匠	第1年から第3年まで毎年	8,500円
		第4年から第25年まで毎年	16,900円
	商標	商標登録料	区分数 × 32,900円
		更新登録申請	区分数 × 43,600円

(注) 特許料の第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ。

(出所) 特許庁資料より作成

図表5 特許及び商標に係る料金の変遷（平成20年6月以降）

	施行日	平成20年6月～	平成23年8月～	平成24年4月～	平成28年4月～	平成31年4月～	令和4年4月～
出願料		15,000円			14,000円		
出願審査請求料		168,600円 + (請求項数 × 4,000円)	118,000円 + (請求項数 × 4,000円)		138,000円 + (請求項数 × 4,000円)		
特許	特許料（1-3年）毎年	2,300円 + (請求項数 × 200円)		2,100円 + (請求項数 × 200円)		4,300円 + (請求項数 × 300円)	
	特許料（4-6年）毎年	7,100円 + (請求項数 × 500円)		6,400円 + (請求項数 × 500円)		10,300円 + (請求項数 × 800円)	
	特許料（7-9年）毎年	21,400円 + (請求項数 × 1,700円)		19,300円 + (請求項数 × 1,500円)		24,800円 + (請求項数 × 1,900円)	
	特許料（10年-）毎年	61,600円 + (請求項数 × 4,800円)		55,400円 + (請求項数 × 4,300円)		59,400円 + (請求項数 × 4,600円)	
商標	出願料	3,400円 + (区分数 × 8,600円)					
	登録料	区分数 × 37,600円		区分数 × 28,200円		区分数 × 32,900円	
	更新登録申請	区分数 × 48,500円		区分数 × 38,800円		区分数 × 43,600円	

(出所) 特許庁資料より作成

## 2-4. 産業財産権に係る出願・登録の状況

産業財産権に係る出願件数及び登録件数は、図表6のとおりとなっている。産業財産権全体で見た出願件数は、平成25年において48.5万件であったところ、その後は増加が続き、29年には54.7万件に達したが、令和2年に新型コロナウイルスの影響で事業環境が厳しさを増し、特許出願等が抑制されたことにより、同年は前年比2.8万件減少の50.7万件に落ち込むこととなった。その後もコロナ前の水準（53～54万件）には回復しておらず、直近の6年においては50.2万件にとどまっている。

また、産業財産権全体で見た登録件数は、平成25年から27年にかけて大幅に減少し、その後は32～34万件で推移していたところ、令和3年には前年比4.5万件増加の39.1万件、4年には同2.8万件増加の41.9万件と大きく伸びることとなった。4年4月における特許料及び商標登録料の引上げに先立って、両料金の駆け込み納付が行われたことに伴い、特許登録及び商標登録の件数が増加したことの一因と考えられる。ただし、5年以降は減少傾向にあり、直近の6年における登録件数は36.4万件となっている。

図表6 産業財産権に係る出願件数・登録件数の推移（平成25年以降）

【出願件数】

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
特許	328,436	325,989	318,721	318,381	318,481	313,567	307,969	288,472	289,200	289,530	300,133	306,855
実用新案	7,622	7,095	6,860	6,480	6,106	5,388	5,241	6,018	5,239	4,513	4,949	4,655
意匠	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406	31,489	31,798	32,525	31,711	31,747	32,065
商標	117,675	124,442	147,283	161,859	190,939	184,483	190,773	181,072	184,631	170,275	164,061	158,792
合計	484,858	487,264	502,767	517,599	547,487	534,844	535,472	507,360	511,595	496,029	500,890	502,367

【登録件数】

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
特許	277,079	227,142	189,358	203,087	199,577	194,525	179,910	179,383	184,372	201,420	209,368	200,284
実用新案	7,363	7,017	6,695	6,297	6,024	5,303	5,033	5,518	5,499	4,615	4,772	4,514
意匠	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618	27,556	26,417	27,490	29,540	26,908	27,598
商標	103,399	99,896	98,085	105,207	111,180	116,547	109,859	135,313	174,098	183,804	124,334	132,011
合計	416,129	361,361	320,435	339,935	344,116	343,993	322,358	346,631	391,459	419,379	365,382	364,407

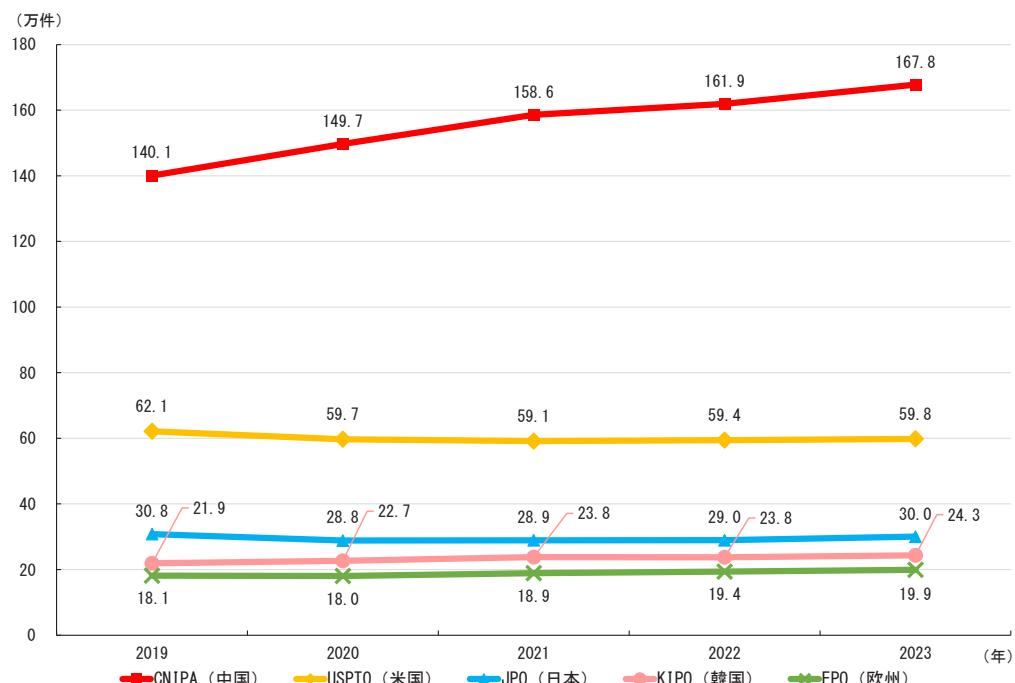
（出所）特許庁『特許行政年次報告書』より作成

一方、国外の状況にも目を向けると、近年はとりわけ中国において産業財産権の出願が活発化している。例えば、五庁<sup>10</sup>における特許出願件数を見ると、

<sup>10</sup> 五庁（IP5）とは、日米欧中韓の知的財産庁が平成19年に創設した枠組みで、知的財産に関する世界的な取組をリードすべく、特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を行っている。なお、五庁を構成する日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、

2023（令和5）年における我が国の特許出願数は30.0万件であるのに対し、中国はその5倍以上の167.8万件となっている（図表7）。こうした中国を始めとする世界の特許出願の増加に伴い、発明の新規性や進歩性の判断など特許出願の審査の際に検討すべき文献数・言語などの種類も急激に増加しており、審査処理に係る負担は増大している。

図表7 五庁における特許出願件数の推移



（出所）特許庁『特許行政年次報告書』より作成

### 3. 特許特別会計の概要及び財政状況

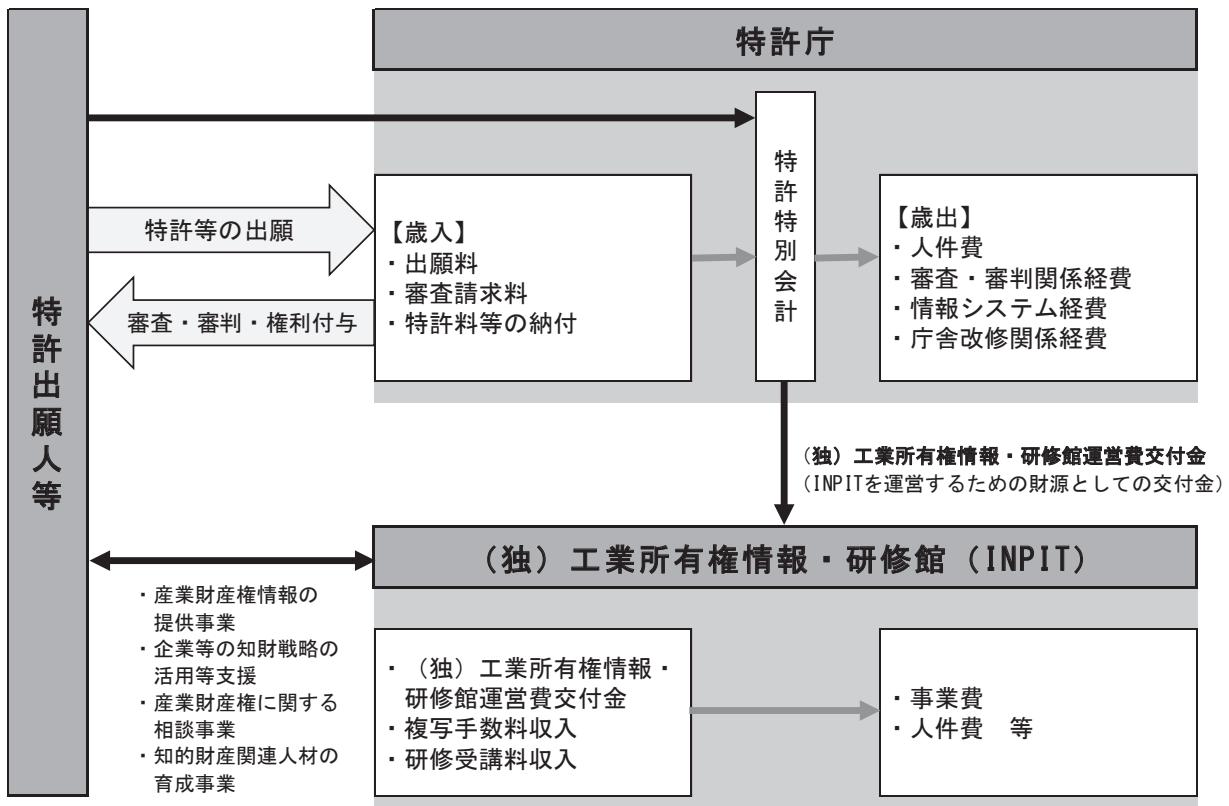
#### 3-1. 特許特別会計の概要

特許特別会計は、出願人から出願料、出願審査請求料、特許料・登録料等を徴収し、産業財産権を所管する特許庁の全経費（審査・審判や権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、外注経費、情報システム経費のほか、特許庁舎の整備費など）を支出している（図表8）。また、産業財産権に関する情報の収集・整理・提供や、中小企業者等への産業財産権の保護・利用に関する助言・助成、特許庁の職員等への研修などを行う独立行政法人工業所有権情報・研修館（National Center for Industrial Property Information and Training）。

韓国特許庁（KIPO）への特許出願件数は、世界の特許出願件数の8割以上を占めている。

以下「INPIT」という。)に対し運営費交付金を支出する一方、INPITからの納付金を受け入れている。

図表8 特許特別会計の概要



(出所) 特許庁『特許特別会計レポート』(2024年度版) を基に作成

### 3-2. 特許特別会計の歳入・歳出

令和7年度当初予算をベースに特許特別会計の歳入(2,627億円)を見ると、その6割程度が出願人の納める出願料、出願審査請求料、特許料・登録料などの「特許料等収入」(1,605億円)となっている(図表9)。また、建物及物件賃付料、不用物品売払代等の収入見込額である「雑収入」(3億円)のほか、産業財産権に関する事務や、登録免許税の納付確認、課税標準及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額<sup>11</sup>である「他

<sup>11</sup> 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第196条では、「特許特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、工業所有権に関する事務並びに登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費とする」と定めている。この点、特許特別会計においては、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等の一般会計の歳入事務を代行していることの見合いで一般会計から繰入れがなされているほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づく特許出願の非公開化に対応するための特許庁システムの改造費として、一般会計から繰入れがなされている。

会計より受入」（1億円）が計上されている。これらに加え、前年度の決算上の剩余金見込額である「前年度剩余金受入」（1,019億円）が計上されており、その歳入全体に占める割合は4割程度と、上述の「特許料等収入」に次ぐ規模となっている。

また、特許特別会計の歳出（1,544億円）を見ると、「事務取扱いに必要な経費」（529億円）及び「工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費」（546億円）がそれぞれ歳出全体の3割程度を占めている。具体的に、前者は産業財産権行政の運営に必要な人件費、事務費等が計上されており、後者は産業財産権の審査・審判等に係る事務処理経費、資料整備経費等が計上されている。これらに次いで規模が大きいのは、特許庁で用いられている特許庁システムの開発及び運用に充てられる「特許事務の機械化に必要な経費」（337億円）であり、歳出全体の2割程度を占めている。このほか、INPITの行う業務の財源の一部に充てるための「独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金に必要な経費」（120億円）や、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な「施設整備費」（11億円）、予見し難い予算の不足に充てるための「予備費」（1億円）が計上されている。

総じて見ると、特許特別会計は令和7年度当初予算において1,083億円の歳入超過となっている。この点、歳出予算では当年度の審査・審判等に要する費用を計上する一方で、歳入予算には、特許審査の効率化・迅速化や情報システムに係る設備投資等、今後見込まれる支出に充当すべく確保している前年度末の剩余金を繰り入れて計上していることによるものと考えられる。

図表9 特許特別会計の歳入・歳出（令和7年度当初予算）

（単位：億円）

歳入			歳出		
特許料等収入	1,605	61.1%	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金に必要な経費	120	7.8%
他会計より受入	1	0.0%	事務取扱いに必要な経費	529	34.2%
雑収入	3	0.1%	工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費	546	35.4%
前年度剩余金受入	1,019	38.8%	特許事務の機械化に必要な経費	337	21.8%
			施設整備費	11	0.7%
			予備費	1	0.1%
合計	2,627	100.0%	合計	1,544	100.0%

（出所）令和7年度予算書より作成

### 3-3. 特許特別会計における歳入・歳出及び剩余金の推移

平成25年度以降における特許特別会計の歳入・歳出及び剩余金の推移は、図表10のとおりとなっている。なお、歳入については、設備投資など今後見込まれる支出のために確保されている前年度剩余金を除くものとする。

まず、特許特別会計の歳入・歳出の推移を見ると、平成25年度においては歳入が歳出を上回っていたものの、その後は特許料等の引下げ（2-3. で前述）により歳入が抑制される一方、歳出の増加が進んだことで、翌26年度から令和2年度までの7年間においては、歳入が歳出を下回る赤字の状態に陥ることとなった。この間に増加した主な歳出項目としては、「工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費」や「特許事務の機械化に必要な経費」が挙げられるが、前者については、海外の特許文献の急増により審査に係る経費が増加したこと、後者については、「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日経済産業省）<sup>12</sup>に基づき特許庁システムの大規模刷新が進められたことが増加の要因とされている。また、令和元年度においては、平成29年から開始された特許庁庁舎の改修に係る費用の支払いによって「施設整備費」が急増し、歳出額が過去最高に達することとなった。

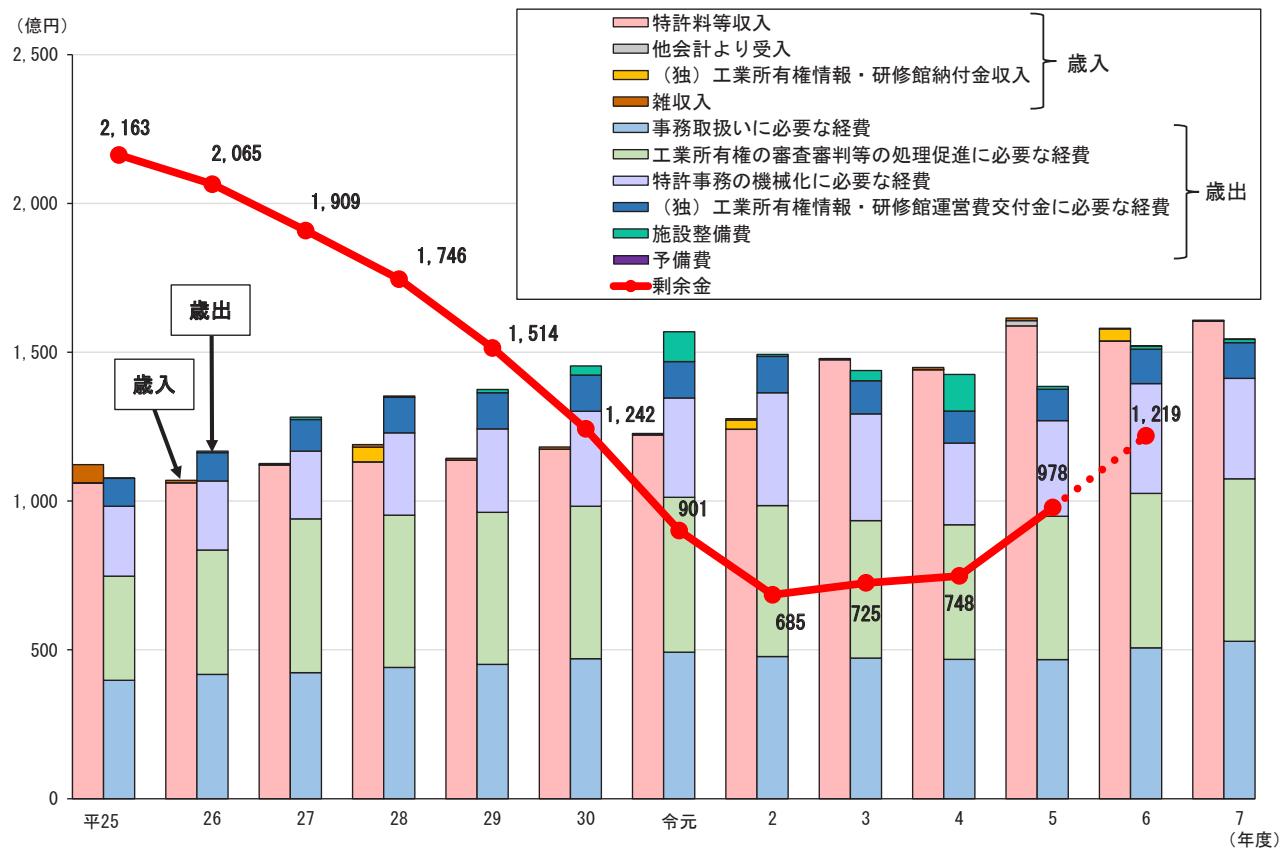
一方、令和3年度になると、前年度に比べ歳出が減少するとともに、歳入が大幅に増加したことで、特許特別会計は8年ぶりに黒字に転じた。この背景として、同特別会計における財政状況の悪化を受け、3年度当初予算では、審査審判関連経費、情報システム経費、庁舎改修関連費等について合理化が行われるとともに、中小企業等支援を始めとする政策経費等の裁量経費の見直しにより歳出削減（対前年度比5.3%減）が図られたことや、翌4年度からの料金引上げを見据えた特許料等の駆け込み納付により、歳入が増加したことが挙げられる。4年度以降は、同年度からの特許料等の引上げの影響もあり、歳入が歳出を上回る状況が続いている。

また、特許特別会計における剩余金の推移を見ると、平成25年度において2,163億円生じていた剩余金は、その後、歳入が歳出を下回る状況が続く中で減少し、令和2年度には3分の1程度の685億円となった。一方、3年度以降は、歳入が歳出を上回る中で増加に転じ、直近の5年度における剩余金は対前年度比230億円増の978億円となっている。

---

<sup>12</sup> 「特許庁業務・システム最適化計画」は、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成30年6月25日策定、令和2年3月30日改定、4年10月14日改定）の策定に伴い、同計画に統合された。

図表10 特許特別会計の歳入・歳出及び剩余金の推移



（注）令和5年度までは決算、6年度は補正後予算、7年度は当初予算。また、6年度の剩余金は見込額。

（出所）予算書、決算書等より作成

#### 4. 特許特別会計における近年の取組及び今後の課題

##### 4-1. 特許特別会計における剩余金の確保に向けた取組

特許特別会計では、年度を跨ぐ借り入れや「積立金」等の資金の保有が認められていないことから、将来必要となるシステム刷新や庁舎改修などの投資経費に充当すべく、剩余金<sup>13</sup>を確保している。しかし、平成26年度以降、歳出の増加等を背景として剩余金の減少が進んだことから、令和3年2月に取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」（産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会）では、歳出削減を図るのみでは今後必要な投資経費の確保が困難とされ、制度の安定運用のためには、①将来、次期システムや庁舎の改修等に必要となる投資経費の不足

<sup>13</sup> なお、特許特別会計では、産業財産権の審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残されることで、恒常的に剩余金が発生している。

分や、②災害等の不測の事態に備えたバッファーとしての剩余金の確保が必要との見解が示されることとなった。また、今後必要となる剩余金の規模の目安が示されるとともに、当該規模の剩余金を確保するに当たって、歳出削減によってもなお不足する部分については、法定上限も含めて必要最低限の料金体系の見直し（値上げ）等により歳入を確保していくことが必要とされた。

その後、産業構造審議会知的財産分科会の下に新設された財政点検小委員会において、今後必要となる剩余金の規模や料金設定等をめぐる議論が行われ、剩余金の必要額としては、①2030年半ばまでに必要と見込まれる投資経費について2,000億円程度（システム刷新経費1,870億円程度+庁舎改修等経費190億円程度）、②災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等について400億円程度との見解が示された（図表11）。そして、現行で計画されている投資を行っても400億円程度の剩余金が当面確保できるようにした上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費（2,000億円から現在進められているシステム刷新に必要な経費597億円を差し引いた1,400億円程度）を確保するため、令和4年度から、低位シナリオ（特許出願件数がコロナの影響から回復せず、商標出願件数等の増加が頭打ちとなることにより、歳入が抑制されるシナリオ）でも年間150億円程度の增收となる特許料等の引上げが措置されることとなった。この結果、3-3.で述べたとおり、それまで減少傾向にあった剩余金は、3年度以降増加に転じている。

図表11 特許特別会計における剩余金の必要額

**①2030年代半ばまでに必要と見込まれる投資経費：2,000億円程度**

**システム刷新経費**

- システムの耐用年数は概ね10年程度  
⇒ 2030年代半ばには現行と同規模の次期システム刷新が必要と想定
- 現行刷新計画の総費用（2013-2026年度）  
1,275億円（うち、支出済み678億円）  
・上記費用に含まれるもの：刷新本体、政策改造、OS刷新（※）  
(※)多くのシステムで採用しているOS（HP-UX）のメーカーサポートが切れるため、刷新計画対象外のシステムについても2026年度までに他のOSに移行する必要がある。

現行刷新の必要経費（2021-2026年度）	597億円	（支出済み額を控除）
次期刷新の必要経費（2030年代半ばまで）	1,275億円程度	（現行同額を仮定）
2030年代半ばまでに必要な経費	<b>1,870億円程度</b>	

**庁舎改修等経費**

- 庁舎改修関係費大規模庁舎改修は概ね30年サイクル  
⇒ 次期大規模改修が必要となる2050年代に同規模の支出を想定
- 今回の庁舎改修関係費用：584億円（2014-2023年度※）  
・うち、賃料・移転費 248億円  
※庁舎改修期間は2017-2023年度だが、関連支出は2014年度より発生  
⇒2030年代半ばまでに必要額の約1/3：**190億円程度**を確保
- 特許庁庁舎の竣工は1989年であり、次期改修のタイミングでは建て替え等も視野に入り得る点に留意。

**②災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等：400億円程度**

- 仮に3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準（定常経費の概ね1/4）
- これにより、少なくとも以下の金額を賄う。  
✓前受金（審査請求料等業務実施前にかかる収入）：約417億円（2019年度を参考）

（出所）産業構造審議会知的財産分科会 第2回財政点検小委員会資料（令和3年6月14日）より抜粋

## 4-2. 剰余金の確保が進む中での課題

特許特別会計は収支相償を原則としており、産業財産権行政に係る経費は、基本的に出願人から徴収される特許料等で賄われている。こうした中、システム刷新や庁舎改修など大規模な投資を実施する際、その経費を賄うため、特許料等を大幅に引き上げることとなれば、出願人の負担が増大し、出願数等の減少など我が国のイノベーションを阻害しかねない。このため、特許特別会計においては、必要な投資経費をあらかじめ確保しておくことが求められる。また、特許特別会計では年度を跨ぐ借り入れや資金の保有が認められていないことから、剰余金という形で投資経費を確保しておくことには、一定の妥当性があろう。

その一方で、現在剰余金の確保が進められている特許特別会計には、課題も見受けられる。第一に、剰余金の過大な確保である。特許特別会計における剰余金は、直近の令和5年度において978億円となっており、さらに6年度においては1,219億円となることが見込まれるなど、想定よりも早いペースで増加している状況にある。この点、特許料等が必要以上に徴収され、過大な剰余金が生じているとも考えられることから、今後も剰余金の水準が上振れる場合には、特許料等の引下げを速やかに実施すべきではないか<sup>14</sup>。第二に、剰余金が増加する中での歳出の在り方である。特許特別会計において、発生した剰余金は基本的に翌年度の歳入に繰り入れられることから、2030年代半ばに向けて剰余金の増加が進む中で、歳入も増加の一途をたどることが見込まれる。こうした中で懸念されるのが、野放図な歳出の増加である。かつて、剰余金が豊富に積み上がっていた時代においては、その剰余金を特許庁定員の増員やINPITへの運営費交付金の増額に充てているのではないかとの指摘もなされていた<sup>15</sup>。6年度以降、特許特別会計では歳出が再び増加傾向にあるところ、政府には、財政運営の透明性の確保と歳出の抑制に向けた努力が求められる。

## 5. おわりに

特許特別会計は、産業財産権の出願人から出願料や特許料等を徴収する一方、審査・審判等の産業財産権に関する事務に係る経費を支出することで、産業財

<sup>14</sup> この点、必要以上に剰余金が積み上がった場合には、その分を一般会計に繰り入れるということは法律上可能である。(実際、直近では平成22年度において、特許特別会計で発生した剰余金2,016億円のうち約2億円を翌23年度の一般会計の歳入に繰り入れている。)ただし、政府は、「特許特別会計における剰余金は、出願人からの特許料等を財源にするものであり、これを全て一般会計に繰り入れ、他の目的に使うことは出願人の理解を得られるかどうかという問題もある」旨の見解も示している(第171回国会参議院決算委員会会議録第3号3頁(平21.4.13))。

<sup>15</sup> 松浦武志『一改訂新版一特別会計への道案内』(創芸出版 平20.10) 186-187頁

産権行政を支える財政基盤としての役割を担ってきた。同特別会計においては、令和4年度からの特許料等の引上げ等により、今後必要な投資経費に充てるための剰余金の確保が進められているが、これに伴い、剰余金の過大な確保や歳出の増加といった懸念も生じている。こうした課題への対応も含め、今後の同特別会計の在り方が注目される。

【参考文献】

特許庁『知的財産権制度入門』(2024年度)、令和6年8月

特許庁『特許行政年次報告書』(2024年版)、令和7年7月

特許庁『特許特別会計レポート』(2024年度版)、令和7年2月

(内線 75327)